

農地の貸借は

あなたの農地をお預かりします!

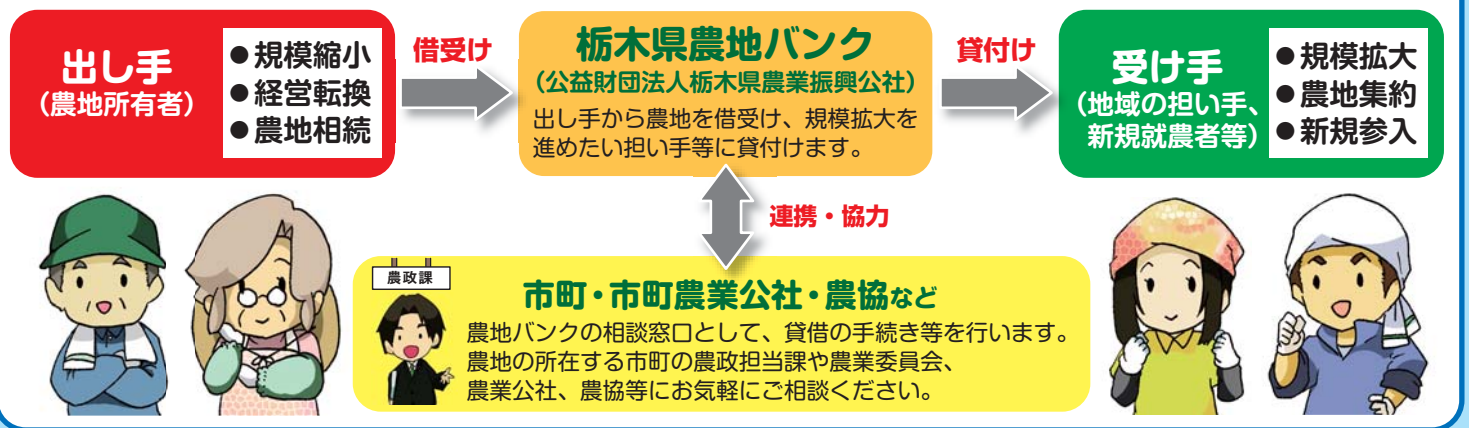
栃木県農地バンクへ

(公益財団法人 栃木県農業振興公社)



栃木県農地バンクは、担い手への農地集積・集約化を推進しています

農地バンク事業の仕組み



出し手のメリット

- ① 農地バンクは公的機関なので、安心して農地を貸せます。
- ② 賃料は農地バンクが支払い、契約期間満了後には農地は確実に戻ります。
- ③ 納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。

受け手のメリット

- ① 経営規模の拡大が図れます。
- ② 長期間の借入れが可能なので、安心して耕作が出来ます。
- ③ 出し手が多数いても、契約や賃料の支払いが一本化されるので、事務が軽減されます。



- 対象農地は、農業振興地域内の農地であり、農地バンクの借受ルールに基づき判断します。また、遊休農地や利用が著しく困難な農地等、貸付けが見込めない農地は、借受けることが出来ないことがあります。
- 貸借期間は、原則10年以上です。ただし、所有者が希望する場合には、協議により5年とすることができます。
- 要件を満たせば、機構集積協力金 (裏面参照) や 農地の固定資産税の軽減 が受けられます。

詳細については、相談窓口 (裏面) までお問い合わせください。 R元(2019).11月

栃木県農地バンクに農地を貸す場合・借りる場合

出し手 農地を貸したい方

まずは、市町の農政担当課や農業公社等の窓口へ、農地貸付けの申出や相談をしてください。



受け手 農地を借りたい方

まずは、農地バンクが行う「借受希望者の公募」に応募してください。



機構集積協力金交付事業

要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。交付要件の詳細は、農地のある市町の農政担当課にお問い合わせください。

1. 地域集積協力金

○実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を栃木県農地バンクに貸付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。

※(1)と(2)の同一年度での重複交付はなし。

(1) 集積・集約化タイプ

農地バンクを活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。

| | 農地バンクの活用率 | | 交付単価 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| | 一般地域 | 中山間地域 | |
| 区分1 | 20%超40%以下 | 4%超15%以下 | 1.0万円/10a |
| 区分2 | 40%超70%以下 | 15%超30%以下 | 1.6万円/10a |
| 区分3 | 70%超 | 30%超50%以下 | 2.2万円/10a |
| 区分4 | | 50%超 | 2.8万円/10a |

$$\text{■農地バンクの活用率} = \frac{\text{当該年度の貸付面積}}{\text{地域の農地面積 (前年度までの貸付面積除く)}}$$

※注1 農地バンクへの貸付期間が6年未満の農地は交付対象外（農地バンクの活用率の算定には加える）。

※注2 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超とする。

(2) 集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

| | 農地バンクの活用率 | 交付単価 |
|-----|-----------|-----------|
| 区分1 | 40%超70%以下 | 0.5万円/10a |
| 区分2 | 70%超 | 1.0万円/10a |

2. 経営転換協力金

○栃木県農地バンクに農地を貸付けることにより、

- ・経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人

に対して協力金を交付します。

| | 交付単価 | 上限額 |
|---------------------|-----------|---------|
| 令和元(2019)~3(2021)年度 | 1.5万円/10a | 50万円/1戸 |
| 令和4(2022)・5(2023)年度 | 1.0万円/10a | 25万円/1戸 |

※注1 経営転換協力金は、5年間で段階的に縮減・廃止。

※注2 令和4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。

3. 農地整備・集約協力金

○農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。

| 目標年度における担い手の農地集約化率 | 交付率 (整備費に対する割合) |
|--------------------|-----------------|
| 100% | 12.5% |
| 90%以上 | 8.5% |
| 80%以上 | 5.0% |

$$\text{■担い手の農地集約化率} = \frac{\text{担い手に集約した事業対象農地面積}}{\text{事業対象農地面積}}$$

※令和5年度までの時限措置

詳細については、下記の相談窓口までお問い合わせください。

栃木県 生産振興課 ☎028-623-2279
 河内農業振興事務所 ☎028-626-3061
 宇都宮市農業企画課 ☎028-632-2473
 (公財)宇都宮市農業公社 ☎028-660-2701
 上三川町農政課 ☎0285-56-9136
 (公財)上三川町農業公社 ☎0285-56-4312
 上都賀農業振興事務所 ☎0289-62-5236
 鹿沼市農政課 ☎0289-63-2191
 (公財)鹿沼市農業公社 ☎0289-63-5570
 日光市農林課 ☎0288-21-5171
 (一財)日光市農業公社 ☎0288-22-7770
 芳賀農業振興事務所 ☎0285-82-4720
 真岡市農政課 ☎0285-83-8137
 (公財)真岡市農業公社 ☎0285-83-9931
 益子町農政課 ☎0285-72-8836
 茂木町農林課 ☎0285-63-5634
 JAはが野茂木営農センター ☎0285-63-1249
 市貝町農林課 ☎0285-68-1116
 JAはが野市貝営農センター ☎0285-68-1314
 (公財)芳賀町農業公社 ☎028-677-6048
 芳賀町農業委員会 ☎028-677-6047

下都賀農業振興事務所 ☎0282-23-3425
 栃木市農業振興課 ☎0282-21-2379
 栃木市大平産業振興課 ☎0282-43-9212
 栃木市藤岡産業振興課 ☎0282-62-0906
 栃木市都賀産業振興課 ☎0282-29-1104
 栃木市西方産業振興課 ☎0282-92-0313
 栃木市岩舟産業振興課 ☎0282-55-7764
 (一財)栃木市農業公社 ☎0282-20-5300
 JAしもつけ営農部営農企画課 ☎0282-20-8828
 JAしもつけ栃木営農センター ☎0282-27-6511
 JAしもつけ都賀営農センター ☎0282-27-1881
 JAしもつけ大平営農センター ☎0282-43-0800
 JAしもつけ藤岡営農センター ☎0282-62-4336
 JAしもつけ岩舟営農センター ☎0282-55-3211
 小山市農政課 ☎0285-22-9254
 小山市農業委員会 ☎0285-22-9861
 下野市農政課 ☎0285-32-8906
 (公財)下野市農業公社 ☎0285-32-8951
 壬生町農政課 ☎0282-81-1881
 JAしもつけ壬生営農センター ☎0282-82-1103
 野木町産業課 ☎0280-57-4151

塩谷南那須農業振興事務所 ☎0287-43-1252
 矢板市農林課 ☎0287-43-6210
 (公財)矢板市農業公社 ☎0287-43-2650
 さくら市農政課 ☎028-681-1117
 JAしおのや喜連川営農生活センター ☎028-686-3211
 那須烏山市農政課 ☎0287-88-7117
 (一財)那須烏山市農業公社 ☎0287-88-7790
 塩谷町産業振興課 ☎0287-45-2211
 高根沢町産業課 ☎028-675-8104
 JAしおのや高根沢営農生活センター ☎028-676-0233
 那珂川町農林振興課 ☎0287-92-1113
 JAなす南営農指導課 ☎0287-96-6170
 那須農業振興事務所 ☎0287-23-2151
 大田原市農政課 ☎0287-23-8708
 (公財)大田原市農業公社 ☎0287-23-4834
 那須塩原市農務畜産課 ☎0287-62-7147
 (公財)那須塩原市農業公社 ☎0287-60-1283
 那須町農林振興課 ☎0287-72-6911
 (一財)那須町農業公社 ☎0287-73-5545
 安足農業振興事務所 ☎0283-23-1455
 足利市農政課 ☎0284-20-2162
 佐野市農政課 ☎0283-20-3043
 (公財)佐野市農業公社 ☎0283-21-5489